

## 歴史文化保存展示施設専門検討委員会部会設置要綱

### (設置)

第1条 歴史文化保存展示施設専門検討委員会設置要綱第9条の規定により、歴史文化保存展示施設専門検討委員会（以下「専門検討委員会」という。）に、次に掲げる部会を置く。

(1) 展示部会

(2) 活用部会

### (所掌事務)

第2条 部会は、別表に掲げる事項について資料収集、調査及び検討等を行う。

### (構成等)

第3条 部会は、専門検討委員会の委員をもって構成する。

### (部会長及び副部会長)

第4条 部会に部会長及び副部会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 部会長は、専門検討委員会の求めに応じて、検討過程を報告するものとする。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

2 部会の会議は、部会委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 部会長は、必要があると認めるときは、部会委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

### (報償費及び実費弁償)

第7条 部会の委員が部会の会議に出席した場合は、当該委員に対し報償費及び実費弁償を支給する。この場合において、報償費及びその支給方法にあっては浜田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成20年浜田市条例第37号）別表この表に掲げる者を除く専門委員又は附属機関の委員の欄並びに第3条及び第4条第1項の規定、実費弁償にあっては同条例第5条の規定の例による。

### (庶務)

第8条 部会の庶務は、教育部 文化振興課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、部会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年7月7日から施行する。
- 2 この要綱による最初の部会は、第5条第1項の規定にかかわらず、検討委員会会長が招集する。

別表

部会所掌事項

部 会 名	所 掌 事 項
展示部会	資料の調査、展示方法、展示企画、収蔵方法等に係る事項
活用部会	学校教育との連携、生涯学習との連携、浜田市世界こども美術館創作活動館との連携等に係る事項